内心と表示行為が一致していない次の場面が、民法第94条に 規定されている「通謀虚偽表示」である。これは、表意者が相手 方と通じあって、つまり、相手方も了解した上で、内心ではその ような効果意思がないのに、わざとそのような効果意思があるか のような外形を作り出すような表示をすることをいう。分かりに くいので、例を挙げると、貸金の返済ができないために、貸主か ら自分の持ち家を差し押さえられそうになった借主Aが、知人B と通じ合って、その家をBに売却した、あるいは贈与したことに して、本当はその家の所有権をBに移転する意思などないのに (そして、Bもそのことは分かっていながら)所有名義をBに移 すという行為をするなどである。

このような意思表示は、その表示どおりの法律効果を認める必要はないので、原則として無効である(第94条第1項)。

しかし、このような場合、外形的には有効な意思表示があったように見える。上記の家の例では、事情を知らない第三者から見れば、家の所有権はAからBに移っているかのように見えるのである。すると、この虚偽表示を無効だとしてしまうと、その外形を信じ、それに基づいて行動した第三者、例えば、そのBから、その家を買い受けた第三者Cなどは、所有権を取得することができず、思わぬ損害を蒙ることになる。

そこで、民法は、通謀虚偽表示は、これを行った者同士の間では無効であるが、事情を知らない(つまり善意の)第三者との関係では、その無効をもって対抗できない(民法第94条第2項)とし、取引の安全を図ることとしたのである。したがって、上記の例では、Bからその家を買ったCは、善意であれば、その家の所有権を取得することができ、本来の所有者であったAも、無論Bも、後になって「本当は嘘の取引だったのだ、Bは所有者ではないのだ」と言ってみても、Cがその家の所有権を取得することを阻むことはできないことになるのである。

民法ではここでも、本来の意思主義に対して、取引の安全を確保するために、表示主義を取り入れている。但し、前課で学んだ心裡留保は、表示主義を原則とし、但書の場合に例外的に意思主義に戻るという構造になっているのに対し、通謀虚偽表示の場合には、原則は意思主義にしたがって当事者間では無効で、ただ、善意の第三者との関係では、表示主義を取り入れ、無効主張を許さない、としていることに注意してもらいたい。

1 重要語句

a 通謀虚偽表示

本来の意味は本文で解説したとおりであるが、この通謀虚偽表示についての規律をしている民法第94条、特に民法第94条第2項は、厳密には通謀虚偽表示ではないが、取引の安全上、第三者を保護する必要のある他の場面に類推適用されることがよくある。民法94条第2項が類推適用される場面は不動産取引の場合に多く登場し、なぜ類推適用がされるのか、なぜこれが必要なのかなどについては事案が極めて複雑になるので現段階での解説は割愛しておくが、この民法第94条第2項とい規定は、意思主義に基づく本来の権利者を保護して取引の安全規定は、意思主義に基づく本来の権利者を保護して取引の安全を図る必要性とを調整するという観点から、実際の取引社会や裁判実務で大変重要な役割を果たしており、かつ、理論上も激しい議論の対象となっている条文であることを覚えておいて欲しい。

b 第三者

問題となるある法律関係の当事者以外の者を広く「第三者」というが、問題となる法律関係や、適用される条文の性質によって、第三者とはどの範囲の者をいうのか異なることがあり、慎重に考える必要がある。この通謀虚偽表示が問題となる民法第94条第2項にいう善意の第三者とは、当事者以外の者全てを指すのではなく、虚偽表示による法律行為(つまり、本来ならば無効な法律行為)の存在を前提として法律上の利害関係に入った第三者で、当該法律行為が通謀による虚偽のものであることを知らない者をいう。

c 対抗

「対抗」という言葉も、様々な場面で頻繁に登場し、重要なので、理解しておいて欲しい。「対抗できる」というのは、簡単に言えば、相手に勝つことができることを意味する。例としては、民法第177条の規定が有名であり、そこには「不動産に関する物権の得喪及び変更は・・登記をしなければ第三者に対抗できない」という意味のことが書かれているが、これは、例えば、家を買った場合、売主に対しては「その家は私の物になった」と言えるが、買ったことを示す登記をしておかなければ、後から同じ家を売主から買った第三者に対しては、「自分が所有者である」と主張しても負けてしまうということである。